平成２８年（フ）第１９号
静岡県磐田市福田2123番地１
債務者　山中富美枝
１　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第９７４号
東京都八王子市台町４丁目３―11　サニーコートＢ101
債務者　芦口　墨絵
１　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２４９号
東京都足立区六町１丁目８－５―202
債務者　木口このみ
１　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月28日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１３００号
東京都新宿区住吉町14―16―101
債務者　村口　純子（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月28日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１３１８号
東京都世田谷区野毛２丁目11―14―102
債務者　綿谷　正三
１　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月28日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８２号
横浜市磯子区栗木１丁目25番２―103号（住民票上の住所）
債務者　秋山　幹光
１　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第２５０号
栃木県那須烏山市城東16番23号　クオ・レガーロ206号室
破産者　諏訪　玲子
１　決定年月日　平成28年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９４号
栃木県宇都宮市野沢町40番地１
破産者　有限会社ジャストセブン
１　決定年月日　平成28年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４０１号
栃木県鹿沼市幸町１丁目７番15号　塚原マンションＢ102、開始決定時の住所栃木県宇都宮市江曽島４丁目225番地７
破産者　吉成　　敦
１　決定年月日　平成28年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４３５号
栃木県下都賀郡壬生町若草町３番13号
破産者　みぶ警備株式会社
１　決定年月日　平成28年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４４３号
栃木県宇都宮市今泉町175番地　ＭＡＣ宇都宮コート706
破産者　有限会社オノ設計事務所
１　決定年月日　平成28年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４４４号
栃木県宇都宮市今泉町175番地　ＭＡＣ宇都宮コート706号室
破産者　小野　　浩
１　決定年月日　平成28年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８６号
宮城県石巻市和渕字笈入49番地
破産者　有限会社仲建材
１　決定年月日　平成28年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第１３８号
釧路市栄町８丁目１番地
破産者　株式会社ＥＳＴ
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３４８号
東京都板橋区西台２丁目４番11号
破産者　宮城建設株式会社
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３７６号
埼玉県坂戸市関間２丁目１番11号205
破産者　有限会社はなぶさ電設
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２４５号
東京都江東区大島１丁目11番11号
破産者　ミヤ産業株式会社
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５６号
東京都東村山市栄町３丁目16番地９ドミール八坂305
破産者　原嶋　大志
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４１２号
神奈川県愛甲郡愛川町角田810番地の１
破産者　有限会社アクサス
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部